

いきいき広域

第7号

平成18年7月
発行

隠岐広域連合広報誌



▲火災現場での人命救助のため、地上9メートルでのレスキュー訓練の様子です。
6月22日には島根県内の9消防本部によるレスキュー大会に参加しました。

隠岐4町村総人口

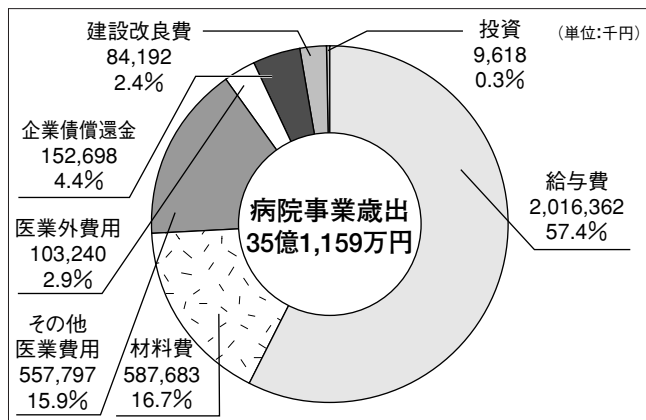
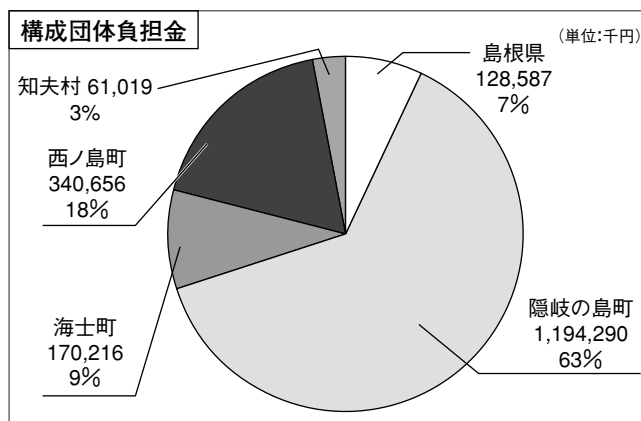
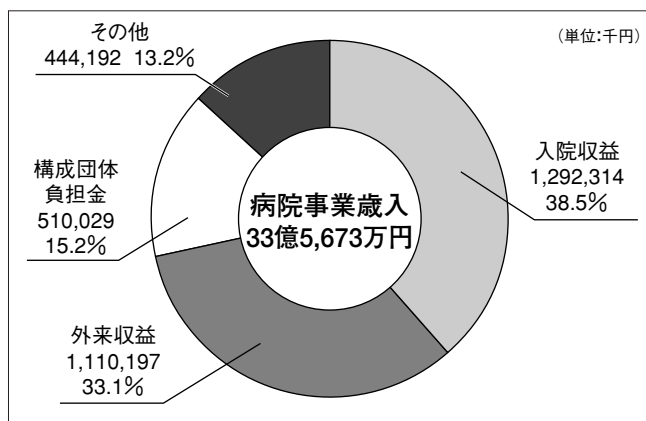
総人口	23,324 人
男	11,082 人
女	12,242 人
(平成18年5月末現在)	

○ 主 な 内 容 ○

- ・平成18年度当初予算
- ・隠岐広域連合執行部・議会名簿
- ・住宅用火災報知器の設置義務化
- ・障害者福祉が大きく変わりました

平成18年度隠岐広域連合 当初予算の概要

平成18年第1回定例議会において、平成18年度の隠岐広域連合一般会計、介護保険事業特別会計、救急医療対策事業特別会計、隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計、消防事業特別会計、知的障害者施設事業特別会計、仁万の里作業特別会計、農業共済事業特別会計の各予算が可決されました。その概要をお知らせします。



構成団体負担金

構成団体負担金は、隠岐広域連合の構成団体である島根県及び隠岐四町村からの負担金で十八億九千四百七十七万円です。これは各項目ごとに人口、対象者数、利用

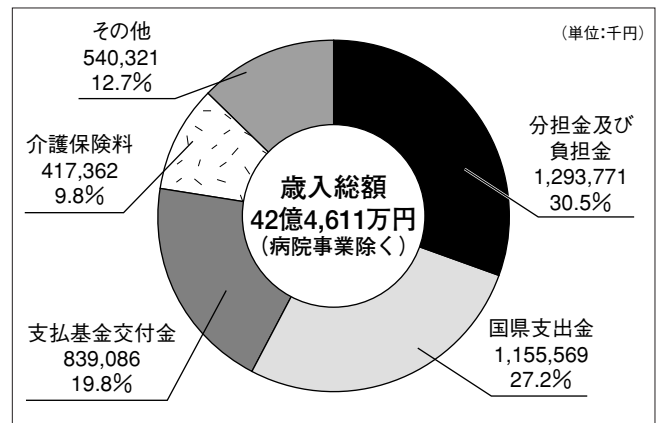
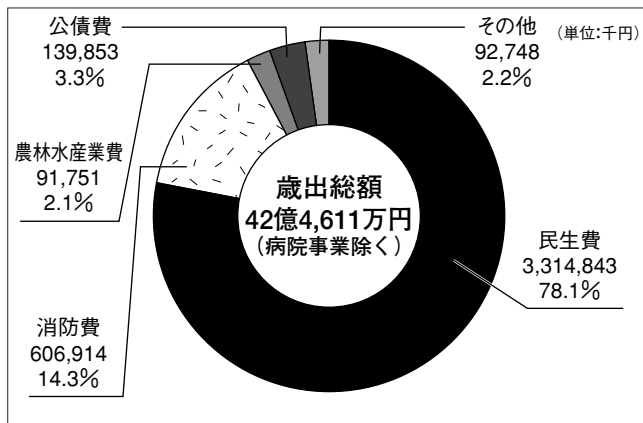
歳入ベースで全ての会計を合わせると、七十六億二百八十四万円です(繰入金など重複部分は除く)。

病院事業

率、交付税算入額等を基に負担割合を定め、金額を算定しています。

歳入ベースで全会計の約四十四パーセントを占める病院事業は、入院収益と外来収益を併せた医業収入が七割と、もつとも大きな割合を占め、病院運営のための構成団体負担金が約十五パーセントで、その内訳は隠岐病院では島根県が五千百三十九万円と隠岐の島町が二億九千五百七十三万円、隠岐島前病院は島根県が三千百五十三万円と島前三町村が一億三千三百三十九万円となっています。その他は介護収益が八千八十二万円、国県支出金が三千七百一十万円、企業債が八千三百万円、一般会計からの出資金八千四百三十七万円などです。

歳出では、医師や看護師など人件費が五十七パーセント、薬や給食材料などの材料費が十七パーセント、経費や減価償却費などのその他医業費用が十六パーセントで



大きな割合を占めています。歳入から歳出を引くと、約一億五千五百万円の赤字ですが、現金支出を伴わない支出（減価償却費など）があり、実質的には約百万円の赤字となります。厳しい経営状況にあり、一層の経営改善を進めていきます。

病院以外の事業

病院事業を除く七会計を合計すると四十二億四千六百一十一万円となります（繰入金など重複部分は除く）。

歳入で最も多い分担金及び負担金は構成団体負担金です。次に多い国県支出金は、国の介護給付費負担金五億三千三百三十万円、調整交付金二億五千六百五十二万円、県の介護給付費負担金三億三千三百三十一万円、緊急消防援助隊設備整備費補助金九百四十七万円などです。

介護保険支払基金交付金は、前年度より二・一パーセント伸びており、平成二十一年度に比べて約

一・五倍、金額にして二億七千五百三十三万円増加しています。

介護保険料は保険料改定により前年比二十二パーセント増の大幅な伸びになっています。

その他では仁万の里利用者出身町村からの施設訓練等支援費（財源は国、県、町村が事業毎の負担割合で負担）が二億四千七百一十一万円、仁万の里利用者本人の負担金三千九百五十万円、仁万の里作業収入が千七百六十六万円、フェリーくが建造費貸付金返還金五千二百九十六万円（隠岐汽船から）、農業共済事業掛金千八百七十一万円、農業共済事業保険金千九百九十九万円、農業共済事業業務受取補助金（国庫補助）二千八百七十七万円などが主な内容です。

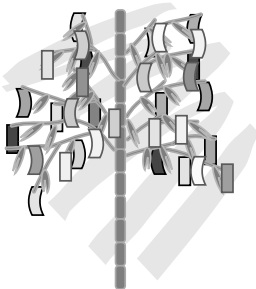
歳出の八割弱を占める民生費は、介護保険給付費が二十七億千九百七十三万円で最も多く、次いで多いのが仁万の里関連の知的障害者施設事業四億七千五百九十八万円です。消防費では、職員の人件費や施設維持のための費用である総務管理費が五億四千五百九十七万

円、消火・救急活動のための機材購入費などの費用である消防事業費が六千九十五万円です。

農林水産業費は、家畜や農作物が被害にあったときに支払われる農業共済金や農業共済事業に従事する職員の人件費や事務費、家畜診療費用の負担金である技術料などです。

公債費はレインボープラザ建築費、フェリーくが建造費、仁万の里授産施設整備の際の借入金の償還金です。

その他は広域連合事務局の人件費や運営費のための総務費が八千八百三十万円、在宅当番・救急医療情報提供実施事業が百八十万円、議会運営のための議会費が二百三十五万円となっています。



平成18年度 隠岐広域連合予算

■一般会計事業

(単位:千円)

歳入	項 目	金 額	内 容	歳出	項 目	金 額	内 容
	分担金及び負担金	169,315	構成団体負担金		議会費	2,347	議員報酬、旅費等
	諸収入	53,529	貸付金元金収入等		総務費	88,303	人件費、負担金等
	県支出金	0	民生費県補助金		公債費	134,421	地方債償還金
	財産収入	947	財産貸付収入、利子		予備費	300	
	繰越金	1					
	繰入金	1,579	基金繰入金				
	合 計	225,371			合 計	225,371	

■介護保険事業特別会計

(単位:千円)

歳入	項 目	金 額	内 容	歳出	項 目	金 額	内 容
	支払基金交付金	839,086	介護給付費交付金		保険給付費	2,719,731	介護サービス等給付費負担金
	分担金及び負担金	419,863	構成団体負担金		総務費	78,694	人件費、負担金等
	国庫支出金	805,138	介護給付費負担金、調整交付金等		特別対策事業費	2,375	訪問介護特別対策事業費
	繰入金	0	一般会計繰入金		財政安定化基金拠出金	272	
	保険料	417,362	介護保険料		予備費	100	
	県支出金	343,143	介護給付費負担金等		諸支出金	2,001	
	諸収入	7	広域化等保険者支援事業費等		基金積立金	23,463	
	繰越金	2,001	前年度繰越金				
	使用料及び手数料	1	督促手数料				
	財産収入	35	利子				
	合 計	2,826,636			合 計	2,826,636	

■救急医療対策事業

(単位:千円)

歳入	項 目	金 額	内 容	歳出	項 目	金 額	内 容
	県支出金	0	衛生費県補助金		衛生費	1,798	病院郡輪番制事業等
	分担金及び負担金	1,797	構成団体負担金				
	繰越金	1					
	合 計	1,798			合 計	1,798	

■隠岐島前病院事業

(単位:千円)

歳入	項 目	金 額	内 容	歳出	項 目	金 額	内 容
	医業収益(3条)	607,872	入院・外来・介護収入		医業費用	784,690	人件費・材料費等
	医業外収益(3条)	234,061	一般会計負担金		医業外費用	80,946	企業債利息等
	企業債	22,000	地方債		建設改良費	22,863	医療機器購入費等
	補助金	0	医療施設等施設整備費補助金		企業債償還金	27,393	地方債償還金
	出資金	12,867	一般会計出資金		投資	1,808	修学資金貸付金
	長期貸付金収入	1,800	修学資金				
	合 計	878,600			合 計	917,700	

■隠岐病院事業

(単位:千円)

歳入	項 目	金 額	内 容	歳出	項 目	金 額	内 容
	医業収益(3条)	1,940,807	入院・外来収入		医業費用	2,377,152	人件費・材料費等
	医業外収益(3条)	383,812	補助金・負担金		企業債償還金	125,305	地方債償還金
	出資金	71,501	一般会計出資金		建設改良費	61,329	医療機器購入費等
	企業債	61,000	地方債		医業外費用	22,294	企業債利息等
	補助金	13,212	国県補助金		投資	7,810	修学資金貸付金
	長期貸付金収入	4,800	修学資金				
	長期貸付金償還金収入	3,000	修学資金				
	合 計	2,478,132			合 計	2,593,890	

■消防事業

(単位:千円)

歳入	項 目	金 額	内 容	歳出	項 目	金 額	内 容
	分担金及び負担金	584,113	構成団体負担金		総務費	545,967	人件費、使用料等
	諸収入	11,277	交付金・家賃		事業費	60,947	機材購入費等
	国庫補助金	9,468					
	財産収入	1,304	宿舍貸付収入等				
	使用料及び手数料	751	許認可・証明手数料				
	繰越金	1					
	合 計	606,914			合 計	606,914	

■知的障害者施設事業

(単位:千円)

歳入	項 目	金 額	内 容	歳出	項 目	金 額	内 容
	分担金及び負担金	118,683	構成団体負担金		社会福祉費	413,911	人件費、材料費等
	諸収入	310,717	施設訓練等支援費等		児童福祉費	56,634	人件費、材料費等
	財産収入	8	財産貸付収入、利子		公債費	5,432	償還金
	使用料及び手数料	39,274	施設利用者負担金				
	県支出金	7,288	事業委託金				
	寄附金	3					
	繰越金	4					
	合 計	475,977			合 計	475,977	

■仁万の里作業(特別会計)

(単位:千円)

歳入	項 目	金 額	内 容	歳出	項 目	金 額	内 容
	財産収入	1			事業費	18,238	作業手数料
	繰入金	576	他会計繰入金				
	繰越金	1					
	諸収入	17,660	作業収入				
	合 計	18,238			合 計	18,238	

■農業共済事業特別会計

(単位:千円)

歳入	項 目	金 額	内 容	歳出	項 目	金 額	内 容
	農作物共済事業収益	3,806	共済掛金、保険金等		農作物共済事業費用	3,806	水稻共済金
	家畜共済事業収益	47,142	掛金、保険金、技術給付金等		家畜共済事業費用	47,142	共済金、技術料等
	園芸施設共済事業収益	464	共済掛金、保険金等		園芸施設共済事業費用	464	共済金等
	業務事業収益	35,851	受取補助金、賦課金等		業務事業費用	40,251	人件費、賃借料等
	業務事業外収益	4,488	寄附金、業務引当金戻入等		業務事業外費用	1	
					予備費	87	
	合 計	91,751			合 計	91,751	

隠岐広域連合執行部・議会名簿

(平成18年6月1日現在)

広域連合長	松田 和久(隠岐の島町長)		
副広域連合長 (4名)	清水 義史(隠岐支庁長)	山内 道雄(海士町長)	松本 茂樹(西ノ島町長)
収 入 役	影原 正美(知夫村長)		
監 査 委 員	石田 茂春(議会選出者)	松野 洋(識験者)	
選挙管理委員会 委 員	◎ 宮脇 芳雄(隠岐の島町)	阿波 三省(隠岐の島町)	花岡 重利(海士町)
	上川 晃一(隠岐の島町)		◎ 委員長
議 員 (14名)	野津 浩美(島根県議会)	上代 義郎(島根県議会)	真野誠一郎(隠岐の島町議会)
	藤村 一男(隠岐の島町議会)	是津 輝和(隠岐の島町議会)	石田 茂春(隠岐の島町議会)
	池田 信博(隠岐の島町議会)	○ 松森 豊(隠岐の島町議会)	柏原 廣行(海士町議会)
	上田 正子(海士町議会)	仲吉 正(西ノ島町議会)	◎ 角市 正人(西ノ島町議会)
	口村 善澄(知夫村議会)	高田 武(知夫村議会)	◎議長、○副議長

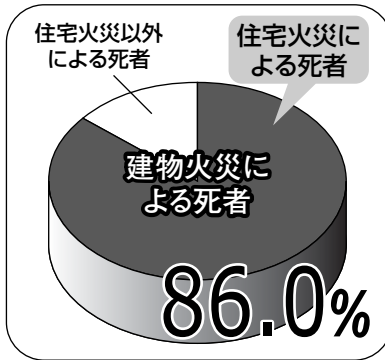
住宅火災報知器の設置義務化

— 新築住宅は平成十八年六月一日から —

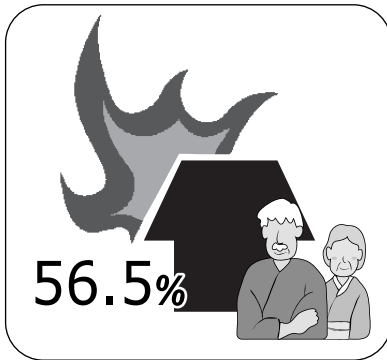
■なぜ火災警報器を付けることになったのか？

建物火災の死者のうち、住宅火災による死者が九割を占めており、その中でも死者の半数以上が高齢者と極めて高い状況にあります。

住宅火災の死者は約9割



死者の約6割が65歳以上の高齢者



また、住宅火災の死者の七割が逃げ遅れによるものです。

一九七〇年代後半におけるアメリカでの火災死者数は約六千人。しかし、住宅用火災警報器の設置を義務付けられたことで、二〇〇二年には半分の約三千人までに減少しました。

■設置はいつから？

①新築住宅

平成十八年六月一日以降の新築住宅は設置が必要です。

②既存住宅

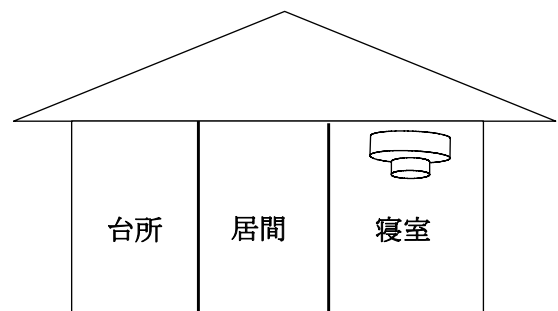
平成二十三年五月三十一日まで
に設置が必要です。

■設置が必要な場所は？

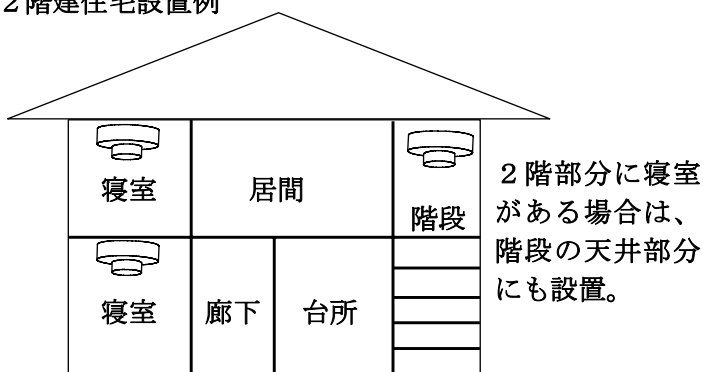
原則として寝室。寝室が二階以上にある場合は寝室と階段に設置が必要です。台所には設置義務はありませんが、設置することが望ましいです。

また、寝室がない階でも七²m²（四畳半）以上の居室が五つ以上ある階の廊下には設置が必要です。

平屋住宅設置例



2階建住宅設置例



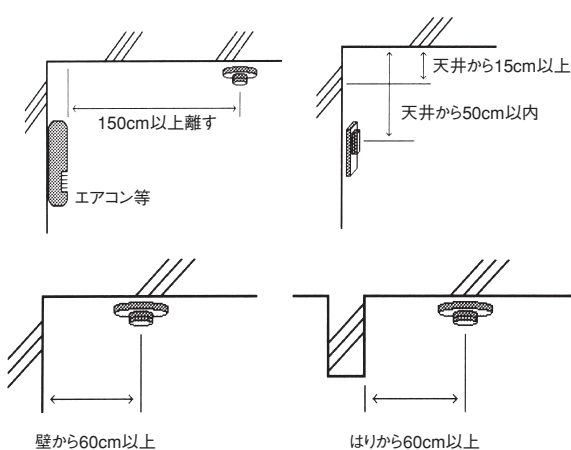
■取り付け位置は？

住宅用火災警報器等は、天井や壁面に取り付けます。具体的には次のように定められています。

○天井に取り付ける場合は、火災警報器の中心を壁または、はりから六十センチ以上離して取り付けます。

○エアコンや換気扇の吹き出し口からは一・五メートル以上離してください。

○壁に取り付けるときは、天井から十五センチ～五十センチ以内に火災警報器の中心が来るように設置してください。



■火災警報器の種類は？

○住宅用火災警報器には「煙」を感知するものと「熱」を感知するものがあり、「煙」を感知するものの設置が義務づけられました。台所など通常煙が発生するところには熱感知タイプがおすすめです。



▲壁用



▲天井用

○電源は乾電池、AC電源の二タイプが一般的です。乾電池を電源とするものは配線工事が不要なため、誰でも簡単に取り付けることができ、既存住宅への設置に適しています。

■どこで購入できるか？

消火器を販売している消防設備取扱店やメーカーのホームページなどから申し込んで購入することもできます。また、ホームセンターや家電量販店等で取り扱っているところもあります。価格は乾電池の寿命や機能によって異なりますが、五千円～一万五千円ぐらいの値段です。

また、「NSマーク」付きのものは国が指定した規格に適合し、検査に合格した証として信頼性の高いものです。



なお、住宅用火災警報器の本体も交換時期があります。機器によってそれぞれ違いますが、五年から十年が主流となっています。説明書等で確認してください。

悪質な訪問販売にご注意を…！

(不適切な価格・無理強い販売など)

消火器の販売についてはご承知の方も多いと思いますが、「消防署から来ました」などといった消火器を売りつける「かたまり商法」と呼ばれるものです。本来一般家庭には消火器の設置義務はないのにあたかも義務化されたかのようにいつて消火器を販売する手口です。

義務化された火災警報器では、この手の悪質な訪問販売による被害が相次いでおり、消防署員や自治体職員を装って市価の数倍で売りつける手口が目立っています。不適切な価格（市場価格を超える高額な価格）による販売や国の技術基準に適合しない火災警報器等を購入しないように注意しましょう。火災警報器の目安は、一個

注意事項

五千円～一万五千円で、警報音や機能により異なります。あたかも消防職員のような服装や言動で訪問して勧誘する業者もありますが、消防署員や消防団員が火災警報器を売り歩くことはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。

○電池交換の必要なものは、電池切れの警報が出た場合に交換する必要があります。

○住宅用火災警報器または住宅用防災報知設備の交換期限がきたら交換してください。

○自動火災報知設備またはスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置の必要はありません。

※お問い合わせ

隠岐広域連合消防本部
(予防課予防係)

電話〇八五二二二二二二九九
FAX〇八五二二二二二二九九一

障害者福祉は 大きく 変わりました！

—平成18年4月から—

平成十八年四月から障害者自立支援法が施行され、障害のある人を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。大きな改革の一つとして

「地域で暮らす」を当たり前にというスローガンがあります。施設の中の暮らしから、地域へ出て出来る限り当たり前の暮らしを保障していくという考え方です。

仁万の里では、現在、西郷地区に三家、都万地区に三家のグループホームを運営しており、グループホームに住んでいる方は、それぞれの地域の中で、四～五人の共同生活を送っています。地域の中には、たくさんの生活を楽しむク

ラブ活動や趣味のサークルなどがあります。また、町内行事に参加したりすることで、地域住民の一人としての役割を担うことにより、いきいきと暮らすことが出来ます。しかし、一方で共に暮らすということは、そう簡単ではありません。意志の疎通がうまくいかなかったり、思わぬところで失敗や他人に迷惑をかけたりすることもあります。

でも、少し大きな表現かもしれませんが、それは毎日がドラマのようでもあり、施設の中では、体験しがたいことだと思います。

今後、仁万の里でも、障害者自立支援法の施行に伴い、地域の中で暮らす場所を、より多く求めなければならなくなりました。そのためには、利用者を支援する職員はもちろんのことですが、近隣の地域のみなさんのご理解やご協力が必要となります。今後とも、障害をもっている方が地域で当たり前に暮らすことへのご理解を深めていただくようお願いいたします。



ノーマライゼーションの実現

地域住民が積極的に
障害者を支える仕組みを
作る事が重要

ノーマライゼーションとは？

一九五〇年代に北欧で提唱された考え方です。最初は知的障害者に関する運動として始まったものですが、その後、国際障害者年などの取り組みを通じて、広く知られるようになりました。地域生活支援の課題は障害があっても一人

一人が尊重され、地域で分け隔てなく暮らせるようにすることであり、ノーマライゼーションはそのための様々な福祉政策における基本理念となっています。